

『院外処方箋における 疑義照会簡素化プロトコル』 の運用について

2023年9月20日

大曲厚生医療センタープロトコル研修会
大曲厚生医療センター薬剤科
草薨 稚奈

プロトコルの内容確認

プロトコル使用による処方変更の原則

- 全ての項目事項については、患者に十分な説明を行い、同意を得ること。同意を得た内容を記録（薬歴等）に残すこと。

※あくまでも、疑義照会を簡素化するためのプロトコルである。
処方箋備考欄には、従来通りの疑義照会をした旨の記載が必要。
この時、「プロトコル」の文言は記載しないよう注意。

- 薬価が上がる、患者負担が増える事例については、特に詳細を説明し、トラブルがないように行う。

プロトコル対応事案か判断に迷う場合は、従来の電話などによる疑義照会を！

処方変更後の連絡

- プロトコルに基づき変更した内容は、大曲厚生医療センター薬剤科にFAXで報告を必ず行うこと。

1) 院外処方箋における事前合意プロトコル 情報提供書

2) 疑義照会（変更内容）を記載した処方

1)、2)
どちらも送信必要

※文字が不明瞭のため保険薬局へ変更内容の確認を行う事例が多い。

はっきりわかりやすく変更内容の記載をすること

- 変更内容は「お薬手帳」に記載し、医師に提示するように伝えること。

『疑義照会を簡素化出来ない』事例

1) 内用薬同一成分の剤形変更（後発品、先発品→先発品も可、一般名処方も含む）

- チラーヂンS錠50 μ g 2錠 粉砕→チラーヂンS散0.01% 1g

S散は小児のみの適応のため不可

- アンブロキソール塩酸塩徐放錠45mg 1錠 分1夕食後
→アンブロキソール塩酸塩錠15mg 3錠 分3毎食後

用法変更はプロトコル対象外

2) 同一成分の銘柄変更

- ヒルドイドフォーム3% 92g/本 (先発)

→ヘパリン類似物質外用泡状スプレー3% 100g/本 (後発)

包装単位が異なる。用量変更を伴うため不可 (一般名記載の場合も)

※先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保健医の署名または記名・押印がある場合は変更不可。

3) 内用薬の規格変更

・ワルファリンカリウム、エドキサバンの変更はプロトコル不可

各規格でほぼ同じ薬価→Drに処方意図がある可能性

薬品名	薬価
ワルファリン錠0.5mg	9.8円
ワルファリン錠1mg	9.8円
ワルファリン錠5mg	10.1円

・30mgと60mgではほぼ同じ薬価
→適応に違いがある

薬品名	薬価
リクシアナOD錠15mg	224.7円
リクシアナOD錠30mg	411.3円
リクシアナOD錠60mg	416.8円

※リクシアナ60mgは下肢整形外科手術施行患者における静脈血栓症の発症抑制の適応なし

※規格変更による調剤ミスが起こった場合、リスクが高く変更不可

4) 患者の希望による一包化、粉碎

- 朝のみ一包化、夕PTPへの変更
- フルニトラゼパム錠 1 mg 別包
- 酸化マグネシウム、センノシド 別包 等

備考欄に一包化指示ある場合は患者希望等による別包の報告は不要。

各保険薬局で患者に合わせた対応を。

(Dr.への報告はトレーシングレポートを活用)

- 処方箋に「別包」指示があり、外す場合
→Dr. に処方意図がある可能性あるためプロトコル不可。疑義照会が必要。

5) 残薬調整

- **短縮**を行う場合のみ可

ただし、処方日数（数量）をゼロにすることはできない。

処方日数（数量）をゼロにする場合は従来の疑義照会が必要。外用剤も同様。

処方削除により、当院での処方料が変更になる可能性があるため。

6) 処方日数の適正化

➤ 週1回、月1回製剤や「1日おきに服用」等指示された処方薬が連日投与の他の薬剤と同一日数処方されていて、処方間違いが明確な場合に可

- 硝酸イソソルビドテープ40mg 14枚→21枚
- アルロイドG内用液5% 21日→56日

処方箋に服用日の指示がないため不可。

Dr 処方意図ある可能性。処方枚数、日数の増加は不可。

- ロケルマ懸濁液散分包5g 「非透析日に服用」コメントあり
28日→16日へ変更（他処方Rp. すべて28日分）

具体的な服用日の記載ではない。

患者からの聞き取りによる変更を間違いのリスクあり不可。

※週1回、月1回、1日おき等の用法は当てはまるが、それ以外の曖昧な事例は該当しない

7) その他

- ✓ インスリンの針の本数の変更 全て削除（ゼロ）は可
針（材料）は処方料取らないため。
※針のみの院外処方出来ないため余裕を持った調整を。

- ✓ **麻薬と抗癌剤**に関しては全てプロトコル対象外

- ✓ アメジニウムメチル硫酸塩錠10mg 頓服→「透析開始前に」
頓服、服用時点の記載なし→患者聞き取りにより「不整脈時」
内用薬はプロトコル対象外。
患者からの聞き取りによる変更は間違いのリスクあり不可。
※外用薬の部位記載漏れは患者聞き取り可。

- ✓ 炭酸ランタンOD錠500mg 毎食後→毎食直後
用法変更はプロトコル対象外。

アンケートへの質問回答 (2023年9月4日実施)

Q1 湿布の用量と枚数を換算し、変更することは可能か？

例: モーラステープ20mg 56枚 → モーラステープL40mg 28枚

(回答) **不可。外用薬の剤形、規格変更はプロトコル対象外。**

※軟膏→クリーム、テープ→パップ等の変更も不可。

Q2 ワルファリンカリウムとエドキサバン以外で剤形変更不可の薬品はあるか？

(回答) **麻薬、抗癌剤はプロトコル対象外。**

アンケートへの質問回答 (2023年9月4日実施)

Q3 漢方薬の食後用法について、毎食前への変更は可能か？

(回答) **不可。用法変更はプロトコル対象外。**

Q4 変更により薬価が上がる場合も剤形や銘柄変更を行っても良いのか？

(回答) **可。薬価があがる場合もプロトコル対象であれば問題なし。**

《プロトコル運用の目的》

調剤上の典型的な変更を伴う問い合わせをなくすことで、保険薬局での待ち時間の短縮、**処方医**及び**保険薬局薬剤師**の**負担軽減**を図る。

プロトコルが長く継続できるように、丁寧な対応が必要です。

トラブルなく実施していただくようお願い致します。

当院の窓口の薬剤師
草薨 稚奈（くさなぎ わかな）